

日弁連総第103号
2009年(平成21年)3月17日

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

日本弁護士連合会
会長 宮 崎 誠

住居喪失者・DV事件被害者等の定額給付金の受給に関する申入書

当連合会は、国に対し、定額給付金給付事業補助金の交付に関し、以下のとおり申し入れる。

第1 申入れの趣旨

- 1 定額給付金制度導入の目的に鑑み、住居喪失者・DV事件被害者等本来給付金を受け取るべき者が給付金を受け取ることができるように、定額給付金の申請・受給者の基準についての適正な解釈を明確化すること。
- 2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、住居喪失者・DV事件被害者等本来給付金を受け取るべき者が給付金を受け取ることができるようにするため、柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行うよう周知すること。

第2 申入れの理由

今般国会の決議を経て、定額給付金の支給が正式に決定した。

同給付事業費補助金交付要綱によれば、給付対象者は、本年2月1日時点において住民基本台帳に記録されている者、申請・受給者は給付対象者の属する世帯の世帯主とされている。

本基準を形式的に適用すると、現下の不況化で大量に生み出されつつある、いわゆる「派遣切り」による住居喪失者、「ネットカフェ難民」などを含むホームレス状態にある人々や、いわゆるDV被害によって加害者である夫の下から逃れ、居所を秘匿しつつ生活を送っている妻子など、最も生活に困窮している人々が当該給付金を受けられないこととなる。

これに対し、総務省は、「路上生活者などで本来の住所地での不在期間が長く、住民基本台帳から消されている場合は、知人宅などに身を寄せるなどして住民登録をし、DV被害者は、居住する市町村に支援措置の実施を申し出て、加害者である配偶者による住民票の写しの交付等を制限した上で、実際に居住する住所において住民登録を行うことにより受給できる」と説明している(同省定額給付金室の平成21年1月27日付「定額給付金給付事業Q&A(その2)」における問15に対する答え)。

しかし、すでに基準日とされる2月1日を経過してしまっている以上、基

準日の時点で実際に居住する住所において住民登録を行うことができなかつた者については、住居地で給付金を受領する手がもはや失われてしまっている。また、この基準によれば、申請・受給者は「住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主」とされているところ、この「世帯主」を文字どおり住民基本台帳上に記載された世帯主とすれば、給付金は世帯主に世帯員全員分が支払われ、DV被害者等は自らが世帯主である場合でない限り給付金を直接受け取れない事態が発生する。

そのため、定額給付金の給付事業を行う市町村においては、当該制度導入の目的に鑑み、本来受け取るべき住民が給付金を受け取ることができるよう検討を始めたところもある（報道によれば、宇都宮市、久留米市、沼津市等は、DV被害者が給付を受けられるよう独自の施策方針を検討しているとのことである。）。

しかし、この基準にいう「世帯主」をこのように硬直的に解釈すべきではない。例えば、世帯主である夫からDV被害を受け避難のため他の場所で居住している妻については、生活の実態は住居も生計も別に営まれているあって、もはや同一の世帯とは言うことはできない。このような場合に、夫を「世帯主」として実質的には別の世帯である妻の分まで給付金を受給させることは不当であり、妻が実質的な「世帯主」であることを認めるに足りる資料を示した場合には、申請・受給資格を認めることが相当である。

ところが、定額給付金の申請・受給者の基準には、申請・受給者は「その者の属する世帯の世帯主」とのみ記載され、上記のような適正な解釈が明確化されていないため、市町村は住民登録地に居住できなくなったこれらの者に定額給付金を支給しても、補助金交付の対象にはならないのではないかと考えて、給付をためらっているものと思われる。

また、市町村がこれらの者に定額給付金を支給しようとする場合には、窓口における確認の方法などにおいて柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行う必要がある。

よって、当連合会は、国に対し、申入れの趣旨記載のとおり、定額給付金給付事業補助金の交付に関し、

- 1 定額給付金制度導入の目的に鑑み、住居喪失者・DV事件被害者等本来給付金を受け取るべき者が給付金を受け取ることができるように、定額給付金の申請・受給者の基準についての適正な解釈を明確化すること。
 - 2 市町村に対して、住居喪失者・DV事件被害者等本来給付金を受け取るべき者が給付金を受け取ることができるようにするため、柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行うよう周知すること。
- を求めるものである。

以上